

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	23
処分の種類	不正受給者等からの費用徴収			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第78条			
処分の概要	<p>1 不正な手段により保護を受け又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受けた者があるとき、支弁した保護費、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の一部又は全部を徴収する決定及びその徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収する決定</p> <p>2 不正な手段により医療、介護等の給付に要する費用の支払いを受けた医療機関、介護機関等があるとき、支弁した額のうち返還させるべき額を徴収する決定及びその徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収する決定</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽されているため)</p> <p>[参考]「生活保護問答集について」 (平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) 第13</p>			
基準の制定根拠	-			